

横浜市広告付案内サインにおける動画広告の導入について（審議）

1. 概要について

付議理由

本市では、公民連携の取組として、「広告付案内サイン」を都心臨海部及び新横浜都心の公道上に設置・運用してきました。本事業は、街並みに調和する統一されたデザインの大型サインの設置と、事業者による継続的な清掃・維持管理により、来街者に対する案内機能の充実と、良好な都市景観の形成に寄与しています。これらの取組を安定的に継続することで、公共空間の質を長期的に維持・向上させる仕組みとして機能しています。

近年、デジタル技術の進展によって広告を取り巻く環境が変化する中、動画の特性を活かした表現手法が多様化しているとともに、広告主からの動画広告掲出ニーズも高まっています。こうした動向を踏まえ、本市としても「広告付案内サイン」において動画広告の掲出を進めていきます。動画広告を導入することで、新たな広告需要の取り込みが期待でき、広告収入の安定化が見込まれます。これにより、事業の継続性向上や、将来的な筐体の新設に繋がります。

これまで承認をいただいていた、デジタル筐体での静止画広告に加え、新たに動画広告掲出についても承認頂きたいため、広告付案内サインへの動画広告導入に関する考え方および運用の方向性について、審議をお願いするものです。併せて、導入後の運用状況については市において確認を行い、その結果を本審議会へ報告いたします。

これまでの取組

ラグビーワールドカップ 2019 及び東京 2020 オリンピックパラリンピックに向け、国内外からの来訪者に快適な滞在空間を提供するため、市費負担を最小限としながら定期的な地図情報更新と筐体管理による高質な都市空間を創出が可能となる広告付案内サインの導入について進めてきました。

平成 28 年 広告付案内サインについて検討を開始

平成 29 年 3 月 横浜市都市美対策審議会で公民連携により案内サイン事業の実施について承認

平成 29 年 7 月～10 月 事業者公募を実施

平成 30 年 12 月 エムシードゥコー株式会社と契約を締結

令和元年 8 月 横浜市都市美対策審議会でデジタル筐体での静止画広告導入について承認

令和元年 9 月 運用開始

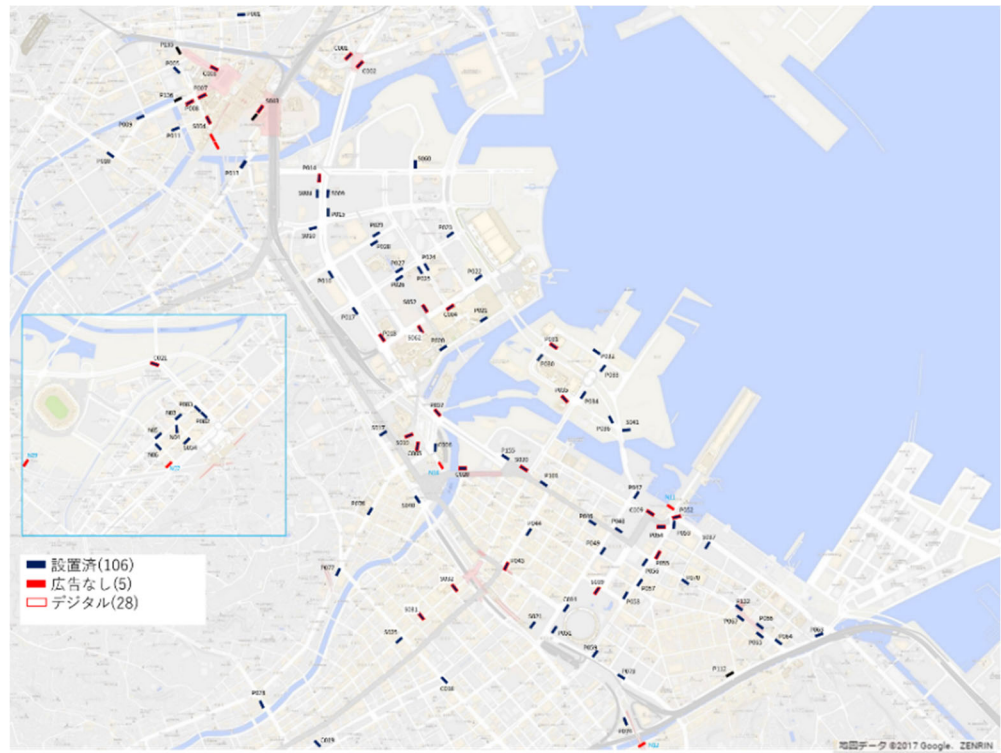
2. 現在の運用について

運用状況について

「横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業に関する契約書」に基づき、エムシードゥコー株式会社が広告付き案内サインに掲出する広告料収入を原資として、横浜市の負担なしに、広告付き案内サインの製造から設置、その後の清掃・維持管理までを行っています。

- (1) 広告事業者：エムシードゥコー株式会社
- (2) 掲出広告：横浜市広告検討委員の審査により認められた広告
- (3) 広告付き案内サイン仕様：参考資料 1 のとおり
- (4) 設置箇所数：市内 106 箇所に設置。150 箇所設置を目標に順次追加設置を行う。

※106 箇所のうちデジタル筐体は 28 箇所



(5) 広告審査体制

外部有識者 3 名および横浜市中で構成する広告検討委員により全件審査を行っています。（参考資料 2）エムシードゥコー株式会社の社内承認を得た広告が、広告検討委員へ送付され、委員による承認後に掲出されます。

年一回、広告デザインなどについて意見交換を行う「ビジュアル会議」を開催しており、掲出された広告に対する改善点や、広告全体に関する意見交換を行っています。

3. 動画広告の導入について

導入のメリット

○事業の持続性向上

近年、屋外広告において動画形式での掲出ニーズが高まっており、既存のデジタル筐体で動画広告を扱えるようにすることで、広告主の多様なニーズに対応できる柔軟性が高まります。これにより、新たな広告需要の取り込みが期待され、広告収入の増加が見込まれます。事業の安定的な維持や、将来的な筐体の新設に繋がります。

導入予定箇所

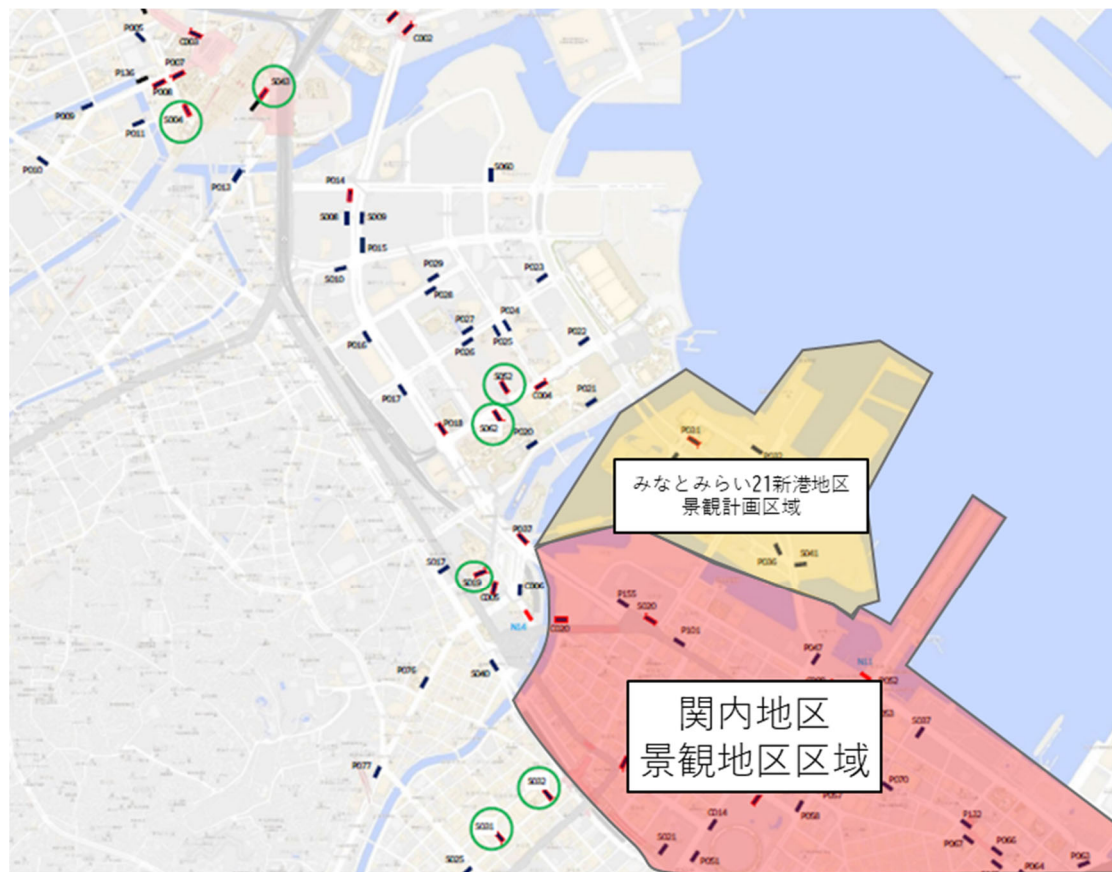
デジタル筐体のうち、下記の除外条件に該当しない7箇所での動画広告掲出開始を予定しています。

なお、新規設置や、ポスター筐体からデジタル筐体に切り替えを行った箇所のうち、除外条件に該当しない場合には順次動画広告掲出を開始します。

○除外条件

- ・景観計画等により動画を制限している地区
- ・屋外広告物に関する基準に定める、信号機のある4車線以上の交差点付近の禁止区域（停止線から5m以内およびその外側5m以内）

○掲出予定箇所：横浜駅周辺地区2箇所、みなとみらい中央地区3箇所、伊勢佐木町エリア2箇所



動画広告審査

（１）審査体制

現行の審査体制で、動画広告の審査も行います。

（２）審査基準

現在の静止画での審査基準に加えて、動画としての基準を設けて審査を行います。審査基準は都市景観および交通安全への配慮を重視し、作成しています。

【審査基準（一部抜粋）】

○公共空間としての落ち着きと品位を保持し、横浜の都市景観になじむ、ゆったりとした動きや低刺激の表現を基本とすること。

○広告は、1回6秒以上を基本とし、放映は同じ内容が、短時間に連続して繰り返すことがないこと

○広告表示率が全編を通じて40%以下であること

○音声は発生しないこと

○深夜時間帯（1:00～4:30）には動画を停止し、静止画のみとする。

○次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。

- ・視認者が通常、感知し得ない方法によって、なんらかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル効果等）
- ・映像酔いを誘発する、映像の回転速度が30deg/s以上のもの
- ・信号機又は道路標識等の効用を妨げる恐れのあるもの、信号機と同色の光の点滅
- ・人や商品等が車道に飛び出そうとしているように見えるもの
- ・映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えているもの
- ・コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示や輝度変化が20%を超える急激な場面転換が、連続しているもの
- ・画面の一部又は全体が、素早く移動・拡大縮小するなど、視線を強く誘導する表現を含むもの

【参考文献】

アニメーション等の映像手法に関するガイドライン（日本放送協会・日本民間放送連盟 1998）

映像酔い低減のためのガイドライン構築とHMDの人間工学的指針作成への取り組み（国立研究開発法人産業技術総合研究所・コニカミノルタ 2017）

行政広告枠の提供

動画広告を開始した際、エムシードウコー株式会社から公共広告を掲載できる「行政広告枠」の提供を受ける予定です。当該枠を活用することで、市政情報を継続的かつ的確に発信でき、公共空間における情報提供機能の向上が期待されます。行政広告についても、商業広告同様の審査体制で全件審査を行います。

導入後の取扱い

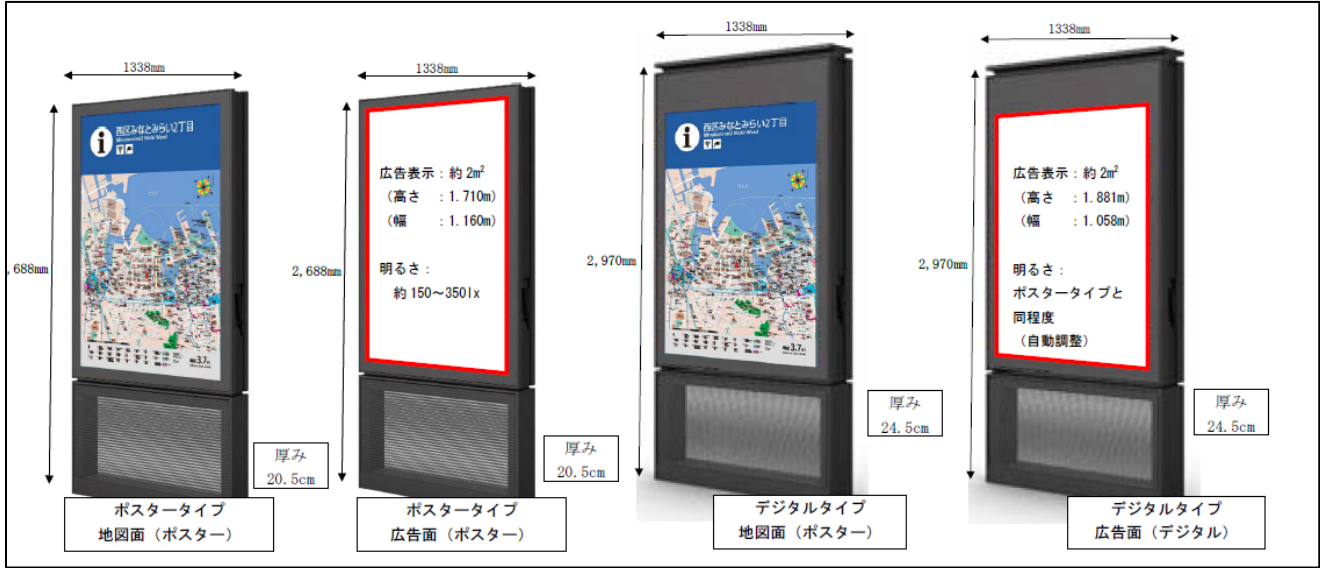
・動画広告の導入後は、市において運用状況を継続的に確認し、必要に応じて運用方法や審査基準の見直しを検討します。また、運用状況を都市美対策審議会へ報告いたします。

今後のスケジュール

令和8年3月 横浜市都市美対策審議会景観審査部会（本日）

令和8年4月～ 動画広告掲出依頼があり、審査完了後順次動画広告を掲載

参考資料1 筐体情報



参考資料2 広告物審査フロー

